

税関様式関係通達改正

新	旧
<p>記載要領及び留意事項</p> <p style="text-align: center;">関税法関係</p> <p>輸入（納税）申告書（内国消費税等課税標準数量等申告書兼用）（C - 5020）</p> <p>（略）</p> <p>輸入（納税）申告書の記載要領                      &lt; 申告書上段の記載要領 &gt; （略）</p> <p>&lt; 申告書中段のうち、関税に関する欄の記載要領 &gt;                      「統計細分」欄には、「輸入統計品目表」に定める細分番号（3けた）を記載する。                      なお、申告貨物が再輸入品の場合には、細分番号（3けた）の末尾に統計基本通達 25 - 7（再輸出入品識別符号）に定められた識別符号「Y」を記載する。また、申告貨物がシンガポール税率又はメキシコ税率（関税法基本通達 3 - 2（条約に基づく税率の適用）の(2)に規定する税率をいう。以下同じ。）を適用する場合には、細分番号（3けた）の末尾に識別符号「F」を記載する。<u>ただし、メキシコ税率のうち、経済上の連携の強化に関する日本国とメキシコ合衆国との間の協定に基づく関税割当制度に関する政令（平成 17 年政令第 35 号）に基づき、経済上の連携の強化に関する日本国とメキシコ合衆国との間の協定（平成 17 年条約第 8 号）附属書 1 の日本国の表において関税の譲許が一定の数量を限度として定められている物品の当該譲許の便益を適用する場合には、細分番号（3けた）の末尾に「F」の記載に代えて識別符号「K」を記載する。</u></p> <p>「税率」欄には、税率を記載し、当該税率の適用区分に従つて、「基」（基本税率をいう。）、「協」（協定税率（関税法基本通達 3 - 2（条約に基づく税率の適用）の(1)に規定する税率をいう。）便益税率、シンガポール税率及びメキシコ税率をいう。）、「特」特惠税率をいう。）又は「暫」（暫定税率をいう。）のいずれかの下の中枠内に×印を記す。</p> <p>&lt; 申告書中段のうち、内国消費税等に関する欄（印のある欄）の記載要領 &gt;                      （略）</p> <p>&lt; 申告書下段の記載要領 &gt;                      （略）</p>	<p>記載要領及び留意事項</p> <p style="text-align: center;">関税法関係</p> <p>輸入（納税）申告書（内国消費税等課税標準数量等申告書兼用）（C - 5020）</p> <p>（略）</p> <p>輸入（納税）申告書の記載要領                      &lt; 申告書上段の記載要領 &gt; （略）</p> <p>&lt; 申告書中段のうち、関税に関する欄の記載要領 &gt;                      「統計細分」欄には、「輸入統計品目表」に定める細分番号（3けた）を記載する。                      なお、申告貨物が再輸入品の場合には、細分番号（3けた）の末尾に統計基本通達 25 - 7（再輸出入品識別符号）に定められた識別符号「Y」を記載する。また、申告貨物がシンガポール税率（関税法基本通達 3 - 2（条約に基づく税率の適用）の(2)に規定する税率をいう。以下同じ。）を適用する場合には、細分番号（3けた）の末尾に識別符号「F」を記載する。</p> <p>「税率」欄には、税率を記載し、当該税率の適用区分に従つて、「基」（基本税率をいう。）、「協」（協定税率（関税法基本通達 3 - 2（条約に基づく税率の適用）の(1)に規定する税率をいう。）便益税率及びシンガポール税率をいう。）、「特」特惠税率をいう。）又は「暫」（暫定税率をいう。）のいずれかの下の中枠内に×印を記す。</p> <p>&lt; 申告書中段のうち、内国消費税等に関する欄（印のある欄）の記載要領 &gt;                      （略）</p> <p>&lt; 申告書下段の記載要領 &gt;                      （略）</p>

税関様式関係通達改正

新	旧
<p>(略)</p> <p>関税定率法関係</p> <p>用途外使用等承認申請書 ( T - 1140 )</p> <p>特例申告に係る指定貨物にあつては、「輸入許可の年月日」欄に特例申告書の提出年月日を、「輸入許可書の番号」欄に特例申告書の番号をかつこ書で併記する。</p> <p>「<u>関税の軽減又は免除等を受けた用途</u>」欄には、原料品について関税の減免を受けた用途 (例えば、配合飼料の製造用、輸出用のビタミンCの製造用等) 又は<u>軽減税率若しくは譲許の便益の適用を受けた用途</u>を記載する。</p> <p>「<u>蔵置場所又は使用していた場所</u>」欄には、用途外使用等に供しようとする原料品を製品の製造に使用していた製造工場又は<u>軽減税率適用貨物若しくは譲許の便益を適用した貨物</u>を使用していた場所の名称及び所在地を記載する。</p> <p>「承認を受けようとする理由」欄には、用途外使用等に供しようとする理由で、その用途外使用等がやむを得ないものについて、具体的に記載する。</p>	<p>(略)</p> <p>関税定率法関係</p> <p>用途外使用等承認申請書 ( T - 1140 )</p> <p>特例申告に係る指定貨物にあつては、「輸入許可の年月日」欄に特例申告書の提出年月日を、「輸入許可書の番号」欄に特例申告書の番号をかつこ書で併記する。</p> <p>「<u>関税の軽減又は免除等を受けた用途</u>」欄には、原料品について関税の減免を受けた用途 (例えば、配合飼料の製造用、輸出用のビタミンCの製造用等) 又は<u>軽減税率の適用を受けた用途</u>を記載する。</p> <p>「<u>蔵置場所又は使用していた場所</u>」欄には、用途外使用等に供しようとする原料品を製品の製造に使用していた製造工場又は<u>軽減税率適用貨物</u>を使用していた場所の名称及び所在地を記載する。</p> <p>「承認を受けようとする理由」欄には、用途外使用等に供しようとする理由で、その用途外使用等がやむを得ないものについて、具体的に記載する。</p>